

稲沢市監査公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月31日

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 稲沢市監査委員 | 小 | 島 | 通 |
| 同 | 苗 | 村 | 眞 |
| 同 | 加 | 藤 | 孝 秋 |

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 名称 平和土地改良区
〔所管部課：経済環境部 農務課〕
- 2 範囲 平和 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業のうち、次の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について
 - (1) 土地改良区運営費補助金 7,345,885 円
 - (2) 排水機場維持管理補助金 5,800,000 円
 - (3) 土地改良区事業費補助金 12,580,000 円

第2 監査の期間

令和 2 年 1 月 14 日から令和 2 年 2 月 25 日まで

第3 監査の方法

平和土地改良区に対しては、補助金等交付申請書、事業報告書、決算書及び補助金の出納に係る書類等の提示を求め、関係職員より説明を聴取し、当該補助金がその目的に従って適正に使用されているか、出納その他の事務が適正に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、法令等を遵守し、平和土地改良区への補助金の出納に係る指導監督が適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第4 説明聴取日及び場所

1 監査委員による監査

| 説明聴取日 | 場 所 |
|-----------------|----------------|
| 令和 2 年 2 月 25 日 | 平和土地改良区（平和支所内） |

2 補助職員による監査

| 説明聴取日 | 場 所 |
|----------------|------------------|
| 令和 2 年 2 月 7 日 | 監査委員事務局及び平和土地改良区 |

第5 事業の概要

1 監査団体の概要

農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、昭和40年12月27日に愛知県知事の認可を受け、昭和41年3月5日の設立総代会を経て設立された。

2 補助事業

(1) 補助の目的

農業基盤の総合的な開発及び生産性の高い農業の育成を図ることを目的とする。

(2) 各補助金の交付申請日等

ア 土地改良区運営費補助金

交付申請日：平成30年4月1日

交付決定日：平成30年4月2日

変更申請日：平成31年3月28日

変更決定日：平成31年3月29日

実績報告日：平成31年3月29日

イ 排水機場維持管理補助金

交付申請日：平成30年6月5日

交付決定日：平成30年6月15日

実績報告日：平成30年12月12日

ウ 土地改良区事業費補助金（一次）

交付申請日：平成30年6月14日

交付決定日：平成30年6月18日

変更申請日：平成30年10月30日

変更決定日：平成30年11月6日

実績報告日：平成31年3月25日

エ 土地改良区事業費補助金（二次）

交付申請日：平成30年11月8日

交付決定日：平成30年11月9日

変更申請日：平成 31 年 1 月 25 日

変更決定日：平成 31 年 1 月 31 日

実績報告日：平成 31 年 3 月 25 日

(3) 決算状況

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

| 項 目 | 決 算 額 | 総事業費に対 する割合 |
|-----------|--------------------|----------------|
| 総 事 業 費 | (円) 100,206,546 | (%) — |
| 経 常 賦 課 金 | 2,774,860 | 2.8 |
| 使 用 料 収 入 | 7,108,417 | 7.1 |
| 県 補 助 金 | 37,427,000 | 37.3 |
| 市 補 助 金 | 26,529,125 | 26.5 |
| 特別会計繰入金 | 3,485,000 | 3.5 |
| 前年度繰越金 | 22,373,442 | 22.3 |
| 雑 収 入 | 480,120 | 0.5 |
| 預 金 利 子 | 232 | 0.0 |
| 過 年 度 収 入 | 28,350 | 0.0 |

(4) 事業活動の概要

農道舗装整備事業

かんがい排水事業

地区全域にわたる用排水施設維持管理

区画整理

災害復旧事業

第6 監査の結果

補助事業については、出納その他の事務は条例等関係諸法令に基づき管理し、目的に沿って執行されており、おおむね適正に処理されていると認めた。

ただし、注意を要するものとした事項は次のとおりである。

〔留意事項〕

○平和土地改良区

土地改良区としての本来の役割である基盤整備の目的は既に達成されており、改正土地改良法に基づき複式簿記の導入や第三者監事の設置など財務会計上の負担が求められる中、土地改良区の存続の是非を含め今後の農業基盤維持のあり方について検討されたい。

○農務課

土地改良区の財産状況を的確に把握しつつ適切な指導助言に努められたい。

また、排水機場維持管理補助金については、事業計画を反映した交付に努められたい。